

平成 20 年 5 月 19 日  
国土交通省  
海上保安庁  
海難審判庁

## 国際海事機関(IMO)第 84 回海上安全委員会の審議結果

### 概要

- ゴールベースの新造船構造基準に関し、ゴールベースのコンセプトに従って新しく基準/規則を構築するための包括的なガイドライン案を作成した。
- 船舶長距離識別追跡システム(LRIT)の各種技術仕様について概ね審議を終了し、7月からテストを実施することになったが、各国の経費負担方法については検討を継続することとした。LRIT 船上搭載装置について、型式承認に加えて船上試験を認める回章を承認した。
- 関連小委員会で審議されてきた SOLAS 条約の改正 6 件を採択した【2010 年 1 月発効予定】。

5 月 7 日から 5 月 16 日までの間、IMO 本部(英国ロンドン)において、101 力国、49 機関等の参加の下、第 84 回海上安全委員会(MSC84)が開催された。

我が国からは国土交通省、海上保安庁、海難審判庁、(独)海上技術安全研究所、(独)航海訓練所、大学、民間機関等から成る代表団が参加した。主な審議結果は以下のとおり。

### 1. ゴールベースの新造船構造基準(GBS)

#### <背景>

2002 年 11 月に発生した「プレスティージ号」折損事故等の大規模事故の発生防止のために、5 段階の階層(Tier)構造の下で船級協会の船舶構造規則等を評価する枠組として GBS(Goal Based Standards)が IMO で検討されている。2006 年 5 月の MSC81 において、油タンカー及びばら積み貨物船を対象とする仕様的アプローチに基づく GBS と、セーフティレベルアプローチ(SLA; リスクを物差しとして、達成すべき船舶の安全性レベルを定量的に設定する規則策定方式)に基づく GBS を並行して策定していくことが合意されている。

#### <審議結果>

##### (1) 油タンカー及びばら積み貨物船を対象とした仕様的アプローチに基づく GBS

Tier I(目標)及び Tier II(機能要件)に関しては MSC81 で基本的に合意されている。

現在、次回 MSC85 における SOLAS 条約等関連規則改正案等の承認にむけて、我が国の代表も参加している専門家グループ(Pilot Panel)が Tier III(船級規則等の GBS への適合検証)策定作業を進めている。今次会合では、専門家グループの進捗状況について、国際船級協会連合(IACS)の油タンカーに関する共通構造規則の模擬プレゼンテーションを実施しつつ、Tier III の検討を進め、本年 12 月に開催予定である次回 MSC85 へ向けて完成しつつある旨の報告があった。

##### (2) 包括的(generic)な GBS

包括的な GBS の枠組みを議論し、船体構造に焦点を絞った GBS に関する包括的ガイドライン案を作成した。今後、船体構造以外の分野への GBS の適用を検討する予定である。我が国は、性能ベース非損傷時復原性基準及び構造最終強度評価を例にとり、最終目標(Top level goal)と機能要件(functional requirements)のギャップを埋めるための技術的課題の説明等を通じて策定の円滑な進行を促した。また、我が国は、次回以降の会議に更なる研究成果を報告するよう要請された。

### (3) GBS に関する今後の作業計画

次回 MSC85 では、油タンカー及びばら積み貨物船を対象とした仕様的アプローチに基づく GBS 及び関連する SOLAS 条約案の完成を目指すことを確認した。また、MSC86(2009 年 6 月)までに GBS に関する包括的ガイドライン案の作成をさらに推進して完成を目指すこと及び(2)の我が国の研究成果を含めた SLA による GBS の検討を推進することを中心とする今後の作業計画を作成した。

## 2. 船舶長距離識別追跡システム(LRIT)

### 〈背景〉

海上のセキュリティと捜索救助機能の強化等を目的とした船舶長距離識別追跡システム (LRIT: Long range identification and tracking system) 導入のための SOLAS 条約附属書第 V 章の改正が MSC81 において採択され、2008 年 12 月 31 日から実施されることになっており、これに向けてシステムの技術事項や運用方法等の検討が行われている。

### 〈審議結果〉

LRIT の各種技術仕様について概ね審議を完了するとともに、本年 7 月に関係国等で開始予定のシステム試験について実施要領等の方針を了承した。

システム実施に向けた最重要課題である各国間の経費負担の枠組みについては、旗国、入港国及び沿岸国が利用度に応じてデータ通信料を負担するとの原則に合意した。しかしながら、何れの国にも利用されなかったデータの取り扱い等コスト負担方法の詳細については先進国、途上国、便宜置籍国といった立場による主張の違いを完全に埋めることはできず、今後も検討を継続することとした。

また、コーディネータとして LRIT に参加することとなっている IMSO (国際移動衛星通信機構) の監査業務については、各データセンター (DC) が必要なデータを年 1 度 IMSO に提出し、これを解析する方法で行うこととしたが、コーディネータの業務内容と必要経費について更なる検討を要請した。

船上搭載装置について、LRIT としての型式承認取得機器を搭載する方法に加えて、無線設備として型式承認を得ているインマルサット等の既存機器に対しては LRIT 機能の船上試験により条約要件への適合性を確認することができるとする回章が承認された。

## 3. SOLAS 条約等の改正の採択

採択した強制要件の改正のうち、主なものは、以下のとおり。何れの改正も 2010 年 1 月 1 日に発効予定。なお、下記の【適用】における対象船舶の意味は次のとおり。

貨物船	: 国際航海に従事する 500 総トン以上の貨物船
全ての船舶	: 上記の貨物船及び国際航海に従事する旅客船
現存船	: 上記の船舶のうち 2010 年 1 月 1 日前に建造された船舶

### (1) 非常用曳航手引書の搭載義務付け(附属書第 II-1 章)

#### 【適用】 全ての船舶

(現存船である貨物船: 2012 年 1 月 1 日まで猶予)

【備考】 「船舶所有者／運航者のための非常時曳航手順準備のための指針」を合わせて承認した。

### (2) 乗降設備の設置・保守・検査の義務付け(附属書第 II-1 章)

#### 【適用】 全ての船舶

(現存船: 設備基準は非適用で、検査・保守その他の要件のみ適用)

【備考】 「乗降設備の建造・設置・保守・検査のためのガイドライン」については、次回設計設備小委員会 (DE) で再審議することとした。

(3) 固定式炭酸ガス消火装置の制御装置の性能要件の要求(附属書第II-2章)

【適用】 2002年7月1日以前に建造された船舶:2010年1月1日以降の最初の入渠まで猶予

【備考】 国際火災安全設備コードにおける炭酸ガス放出の二段階操作化(炭酸ガス貯蔵タンクとスペースへの放出のバルブの分離)等の要件を上記船舶に新たに適用。

(4) 固定式加圧水噴霧装置を搭載している閉囲された車両、RORO及び特殊区域の排水詰まり

防止設備の義務付け(附属書第II-2章)

【適用】 全ての船舶

(現存船:2010年1月1日以降最初の検査まで猶予)

【備考】 関連指針を防火小委員会(FP)で作成中。

(5) レーダー・トランスポンダの代替設備としてのAIS-SART(AIS search and rescue transmitter)

の設置(附属書第III章及び関連証書様式)

【適用】 全ての船舶

(貨物船は300総トン以上に適用)

【備考】 レーダー・トランスポンダの代替設備としてAIS-SARTの利用を新たに認めるもの。

(6)「海上事故及び海上インシデントの安全調査のための国際標準と勧告方式のコード(海難事故調査コード)」の強制化(附属書XI-1章)

【備考】 各国政府の海難調査等は上記コードの関連規定に適合して行うことを新たに強制化するもの。

#### 4. 海上セキュリティの強化

##### 〈背景〉

海上セキュリティの強化のため、現在、各国は MSC81 で策定された主管庁による任意の自己評価ガイダンスを活用して港湾施設の自己評価を実施しているが、各国の港湾保安監査については、各国独自の方法で実施されているのが現状であり、保安対策の水準が異なっていることが懸念されている。

このため、今次会合では、各国が監査方法について共通認識を有することを目的とし、港湾保安監査のためのベストプラクティスの作成、海上保安モデル規則の作成など、改正SOLAS条約の施行を担保し、海上セキュリティの強化を図る方策がいくつか提案されていた。

##### 〈審議結果〉

今次会合において提案された港湾保安監査のためのベストプラクティスの作成、海上保安モデル規則の作成など、改正SOLAS条約の施行を担保し、海上セキュリティの強化を図る方策について審議が行われた。

カナダから、各国が監査方法について共通認識を有することを目的とした港湾保安監査のベストプラクティスを作成するため、コレスポンデンスグループを設立するよう提案がなされたが、審議の結果、次回 MSC85(2008 年 12 月)においてコレスポンデンスグループの設立を含め、再度審議がなされることになった。

#### 5. 流木等漂流物に関する危険通報

##### 〈背景〉

2007 年 7 月開催の第 53 回航行安全小委員会(NAV53)において、我が国より日本近海における流木衝突事故の発生を紹介し、同種事故防止のため、船舶が流木等漂流物を発見した場合、SOLAS 条約附属書第 V 章第 31 規則に基づく危険通報を確実に実施することを提案したところ、これを MSC 回章案とすることについて同意が得られ、MSC84 に承認を求めることが合意された。

#### 〈審議結果〉

今次会合では、NAV53における審議に基づき、上記回章案の承認が要請された。審議の結果、流木等漂流物との衝突事故防止の重要性を認識した上で、上記回章が承認された。

### 6. 海賊及び海上武装強盗

#### 〈背景〉

2007年11月開催の第25回IMO総会において「ソマリア沖海賊及び武装強盗に関する総会決議」が採択された。この決議は、MSCに、最近の情勢を踏まえ、海賊及び武装強盗に係る政府への勧告及び船主、船長、乗組員等へのガイダンスを改正することを求めている。

#### 〈審議結果〉

我が国より、4月にイエメン沖で発生した日本籍大型タンカー「高山」の事案に言及し、ソマリア沖での海賊及び海上武装強盗の発生状況に懸念を表明した。スペインは、同じく4月にソマリアの海岸から250海里の海域で発生したPlaya de Bakioの事案に関し、IMOを始め、関係者への謝意を表明した。

また、4月14日から18日まで、ダル・エス・サラーム(タンザニア)で地域会議が開催され、西インド洋、アデン湾及び紅海の海賊及び武装強盗の発生防止に向け、関係国との間で覚書きを締結することを合意したことが、事務局から紹介された。

海賊及び武装強盗に係る政府への勧告及び船主、船長、乗組員等へのガイダンスについては、本年11月に開催されるMSC85までの間、コレスポンデンスグループにて検討を継続することとした。

### 7. その他

- (1) SOLAS条約附属書第IX章及び第XII章のばら積み貨物船の定義の解釈について、今回の会合では各国の意見が分かれ審議が進展せず、MSC85の直前に会期間作業部会を開催し、検討を行うことを合意した。
- (2) 改正された損傷時復原性基準が2009年1月1日に発効する予定であるが、新たにRoR  
○旅客船のデッキ上の流動水影響についての検討を復原性・満載喫水線・漁船安全小委員会(SLF)にて開始することが合意された。
- (3) 英国より、コンテナ船MSC Napoliの事故報告書が4月に作成されたことが報告され、旗国小委員会(FSI)にて当該報告書をレビューすることとした。当該小委員会の審議結果を踏まえ、今後、IMOにおける対策が検討される予定。
- (4) 我が国提案に基づき、イマーションスツツ保溫性試験へ試験用標準品の使用を導入することに関する検討を船舶設計設備小委員会(DE)にて開始することが合意された。
- (5) 英国より安全配員数の決定手続きの強制化について検討することが提案され、訓練当直基準小委員会(STW)で検討を開始することが合意された。

以上